



申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

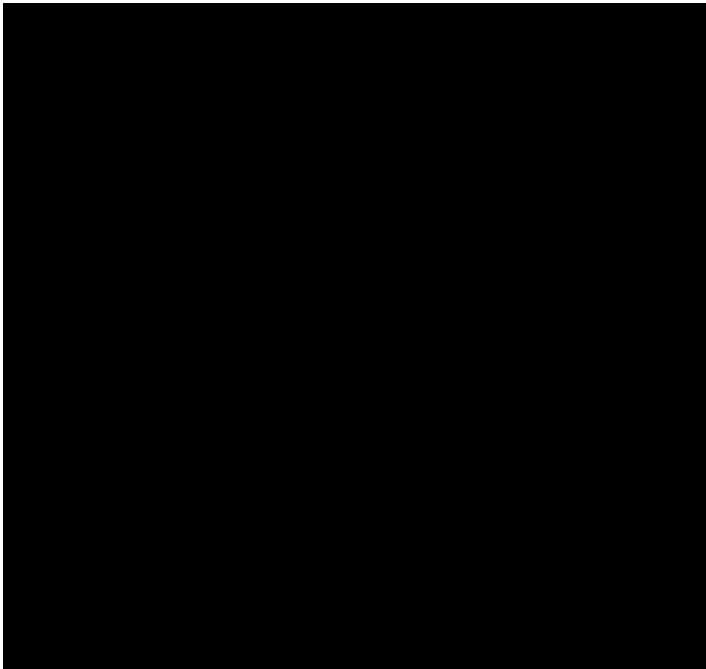
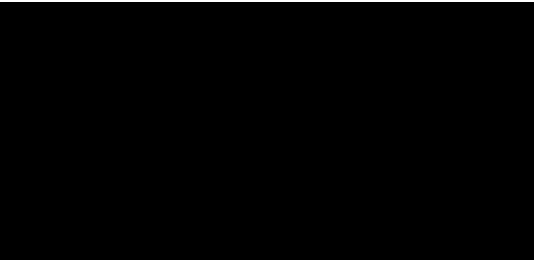
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人グリーンケア支援協会

団体代表者 役職・氏名

理事長 早川修

分類

法人番号

0100-05-021252

団体コード

申請団体の住所

東京都台東区雷門二丁目19番17号浅草雷一ビル316

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構成する。
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	高齢者終身サポート事業			
	事業名（副）				
	団体名	特定非営利活動法人グリーフケア支援協会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業				
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	高齢単身世帯等、身元保証人や死後事務対応が困難な脆弱層に対して、民間の立場から生活上の不安（医療・介護・葬送等）を包括的に支援することで、制度の狭間を埋める実践を行っている。特に、制度外の無縁社会的リスクを抱える層に対し、「適切な社会保護の拡充」として機能しており、持続的な生活支援体制の構築を通じてSDGs1.3の実現に寄与すると考える。
11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	本事業では、単身高齢者等、社会的孤立のリスクが高い層に対し、地域福祉資源（地域包括支援センター、福祉施設、公共スペースなど）との橋渡しを行うことで、安心して暮らせる生活環境の確保に取り組んでいると考える。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	高齢女性や介護者の立場にある女性が、家族・地域から孤立することなく支援を受けられる体制を構築し、無報酬で担ってきたケア・死後事務の負担を軽減する。また、女性理事・実務メンバーによる地域支援活動の担い手強化にも取り組んでおり、ジェンダーに基づく役割固定の是正や「見えない労働」の認識促進の面でSDGs5.4に寄与すると考える。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	202/200字
人生の「終活期から終末期」にある方々やそのご家族・親族の心身並びに経済的負担の軽減のため、その終末期に携わる関係事業者が事前に協力し、少しでも安堵をもってよりよいライフ・エンディング・ステージを送れるよう各地域に「終活相談の窓口」を設置するとともに、その支援業務を遂行する関連事業者及び「終活支援アドバイザー」を養成することを通じて、終活支援をワンストップで支援サービスしていくことを目的としています。	
(2)団体の概要・活動・業務	166/200字
特定非営利活動法人グリーフケア支援協会は、2012年から活動をしており、終活に関する総合相談と支援を提供する団体です。 身元引受人・連帯保証人代行、死後事務委任、終末期医療宣言書の作成支援などを通じて、高齢者や単身者が安心して人生の最終段階を迎えられるようサポートしています。 東京を拠点に、一都三県を中心とした活動を行っています。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2028/9/30	対象地域	静岡県 富士市※別資料添付済	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	・身寄りがなく、終活や死後事務に不安を抱える高齢者や単身者 ・終末期医療や意思決定に関して支援が必要な方						(人数)	・(本取り組みの対象エリア：静岡県 富士市)約13,600～17,000 ・(静岡県全域)約106,900人
最終受益者	・終活支援（身元保証・死後事務など）を必要とする高齢者や単身者 ・意思決定が困難な状況にある方々（例えば終末期医療など） ・家族や遺族の支援を必要とする人たち ・医療機関、介護施設、家族、地域包括支援センター						(人数)	・死別・喪失体験をした人：6000人～10000人 ・施設入所・通所・訪問利用高齢者：推計8,000～10,000人 ・身寄りがなく、終活や死後事務に不安を抱える高齢者や単身者：約13,600～17,000人(※静岡県における65歳以上の高齢単身者数は166,069人)
事業概要	本事業は、静岡県富士市において、死別・喪失体験をした市民や、身寄りのない高齢者・単身者を対象に、グリーフケアと終活支援を一体的に提供する地域密着型の支援事業である。※富士市を対象とした理由は、別資料添付済。 近年、超高齢化や単身高齢者の増加、家族機能の希薄化により、人生の最終段階において心理的・社会的孤立を抱える人が急増している。 富士市においても、独居高齢者は1万人を超え、グリーフケアの潜在的・顕在的なニーズも高いと想定される。 本事業プロジェクトでは、 ① 静岡県 富士市を初回の拠点とし、静岡県内の高齢者に対し、終身サポートを提供。 ② 無償の資格制度を作り、行政の担当者や民間の従事者の後任の育成や採用を促進。 ③ マスメディアやソーシャルメディアを活用し、受益者への啓蒙・広報活動の促進。 ④ 支援専門員を雇用し、既存の提供サービスの質・生産性向上を目指す これにより、支援対象者が安心して人生の終末期を迎えられる環境を整備し、地域包括ケアの補完的役割を担う。 他にも啓蒙活動や正しい終活の知識なども提供し、県や直接的受益者以外の終活/相続などのリテラシーの向上を支える。 最終的には、地域に「人が人として最期まで大切にされる文化」を根付かせることを目的とし、富士市内で年間約15,000人規模の最終受益者への波及を見込む。							

572/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	757/1000字
日本社会は急速な高齢化に直面しており、特に地方都市や中山間地域を中心に高齢化率が30%を超える地域も少なくありません。 こうした中で顕在化しているのが、「身寄りのない高齢者」の増加です。 彼らは、入院・施設入所・賃貸住宅の契約などの場面で、身元保証人の不在が大きな障壁となっており、必要な医療・介護サービスを受けることが困難な状況に置かれています。 また、孤立死（いわゆる「孤独死」）の件数も全国的に増加しており、23年度の厚労省が発表した統計では、引き取り手いない遺体が4万2千人にも上り、都市部に限らず地方都市でも深刻な社会課題となりつつあります。 今後ますます高齢単身世帯が増加し、親族や近隣住民とのつながりが希薄な中で、誰にも看取られずに亡くなるケースが懸念されています。 このような事態は、行政による葬儀・遺品整理・死後手続きの負担増にもつながり、自治体の福祉財源を圧迫する要因ともなっています。 さらに、必要とされる介護職員数が年々不足しており、2025年度には全国で32万人もの介護職員が足りなくなるとされています。 高齢化が進行する地域では、支援体制の整備とともに、地域内の連携や民間支援団体の役割がますます重要になってきています。 加えて、年間所得250万円以下の高齢者世帯が半数を超え、年金のみでの生活を余儀なくされる人も多いため、支援サービスを自力で受けられない層への対策も喫緊の課題です。 こうした制度の狭間にいる方々を中心とした社会課題を背景に、本事業では、身元保証や死後事務支援、見守り、終活支援などを一体的に提供するスキームを構築します。 さらに、地域包括ケアシステムと連携したサポート体制を整備することで、地域の高齢者が安心して生活の最終段階を迎えられる環境づくりを目指します。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	166/200字
『富士市安心おかえり事業』や『認知症カフェ』など富士市内で高齢者への支援は進んでいるが、身元保証などは地域包括ケアに委託されており、個別支援の“実務的な受け皿”が脆弱となっています。特に、「身元保証」「死後事務」「見守り」など、日常の生活終末支援を誰がどう担うかという部分が、行政や制度の枠外に置かれ、支援が十分に届いていません。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	139/200字
当団体は、グリーフケアや終活支援を専門に、高齢者や遺族を対象とした個別相談、エンディングノート作成支援、身元保証・死後事務委任などを実施してきました。 医療・福祉機関と連携し、孤立する高齢者が安心して最期を迎えられる体制づくりに取り組んでいます。※詳細な活動経歴や実績は別紙用意	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	139/200字
"身寄りのない高齢者の増加"や"孤独死の問題"が深刻化する中、既存制度では対応困難な実務的・心理的支援を包括的に提供する本事業は、制度のすき間を埋め、地域に安心と尊厳をもたらす重要な取り組みであると考えます。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

団体の要請により、
「当団体オリジナルのアイデアが
含まれる」ため非公開とした。（JANPIA）

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
・身元保証サービスを利用し、入院・入所・住居確保などの不安が一時的に軽減される。 ・終活や相続に関する正しい情報に初めて触れ、自分ごととして考える意識が芽生える。		・終活支援セミナー参加者の80%以上が不安軽減を実感 ・終活/相続セミナー：月1回×12回/年 ・導入サービス数：30件	特定の範囲のみでの提供で、周辺地域全体に浸透していない状態。サービスの啓蒙活動が少なく、地域住民からの理解と認知もまだ少ない状態。		終活・相続支援サービスが地域全体に広がり、年間提供件数30件達成。セミナー受講者の8割以上が「不安が軽減した」と回答。
・資格制度の受講者・取得者が一定数確保され、活動を支える支援人材が育ち始めている。 ・啓発コンテンツの活用により、若年層や支援関係者への認知が広がる。 ・採用や研修を通じて、基盤となるチームが構築されつつある。		・資格取得者：100人 ・支援人材：2名以上雇用	行政が進める民間の資格制度の普及は少なく、後任の育成は慢性的に人材不足が故に、教育が行き届かないので、サービスのばらつきがある。		資格取得により、教育リソースの拡充を図り、資格取得者が100名以上になり、雇用の基盤になりつつある状態。
地域での終活セミナーや広報活動を通じて、市民や関係機関の関心が高まり始めている。 ・地域包括支援センター、医療・介護機関等との連携が徐々に始まり、紹介や相談が発生している。		・SNS/メディア発信：月2回以上 ・50以上の医療・介護施設などと連携、さらに包括センターとのセミナーを共催 ・身元保証事業者の権威性も上げる。	連携先は0に近く、関心も高齢者の一部にしか持たれていない状態。		・セミナーへの参加者数を初開催時より、2倍に増加させる。 - SNSや地元メディアなどを活用し、月2回以上の発信を行う。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
(事業推進・評価基盤面) ・ロジックモデルやKPI（例：不安軽減実感、導入件数、参加者割合）設定の伴走 ・セミナー内容改善支援（対象者ニーズに即した情報発信）		・実行団体ごとにロジックモデルを作成・共有済み ・KPI（例：不安軽減率、導入件数、参加者数）の定量指標が設定済 ・KPIの月次モニタリングレポート提出率：90%以上 ・POや専門家との伴走ミーティング実施回数：12回／年以上 ・改善後の参加者満足度（「わかりやすい」回答率）：80%以上 ・SNSフォロワー数増加率：前年比＋20%以上	実行団体において評価指標やロジックモデルの設計経験が乏しく、KPIの未設定やモニタリングの仕組みが不在。広報物も専門性が高く、対象者に伝わりにくい状態。		実行団体でKPIを推進し、モニタリングやアンケート結果などを共有する仕組みを体系化し、セミナー内容の改善満足度の回答率は80%を超えること
(広報面) ・SNS発信・地域メディア連携のノウハウ提供 ・メディア露出の支援（プレスリリース支援、記事取材の機会創出等）		・SNS発信回数：月2回 ・プレスリリース発行件数：6件／年 ・地元メディアでの掲載・取材件数：2件	実行団体はSNSやメディア対応の経験が乏しく、発信頻度が低く、内容も活動報告中心で認知効果が限定的。地域メディアとの接点や取材機会もほとんどない状態。		SNS発信は月2回以上継続し、リーチ数やフォロワー数も増加。地元新聞・Web媒体に合計2件掲載され、地域住民や支援関係者からの相談・反応が顕著に増加。

(資格制度面) ・資格制度コンテンツの共同開発・ブラッシュアップ ・支援人材（実務者・地域担当者）への研修開催やカリキュラム提供 ・実行団体の採用・定着支援（雇用マネジメントや報酬設計等の助言）		・受講者数：累計100名 ・修了率・満足度アンケート80%以上 ・（半年以上勤務する人材の割合）雇用継続率50%以上 ・実行団体からのフィードバック件数・改善件数	資格制度は構想段階にあり、教材や運用体制が未整備。実行団体には研修機会が少なく、採用後の人材定着も不安定で、継続的な担い手の確保に課題がある。		資格制度が整備され、100名以上が受講。受講満足度も高水準。採用後の人材が継続的に活動し、実行団体の支援提供体制が安定した。
(組織連携面) ・医療・介護・地域包括支援センター等との連携推進アドバイス ・自治体との協議同席や紹介・コーディネート		・自治体との定期協議回数：6回／年 ・POや支援チームが同席・調整した協議数：6件 ・実行団体による独自連携提案の実施数：2件	医療・介護・地域包括支援センターとの接点が乏しく、紹介・相談ルートが確立していない。自治体との協議機会も限られ、連携体制が構築されていない状態。		地域包括支援センター等と連携協定を締結し、定期紹介・相談体制を確立。自治体とは年2回以上の協議を実施し、地域の支援ネットワークの中核として機能し始めた。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
本事業では、実行団体が身寄りのない高齢者等に対して、終活支援・身元保証・死後事務等を包括的に提供するための経費（人件費、実施費、会場費、広報費等）を助成する。助成額は、1団体あたり年間13,065,000円、3年間で最大39,195,000円を目安とし、全体で4団体合計156,780,000円を予定する。 伴走支援チームとの連携により、計画的かつ効果的な資金活用を促進する。	2025/10/1	189/200字

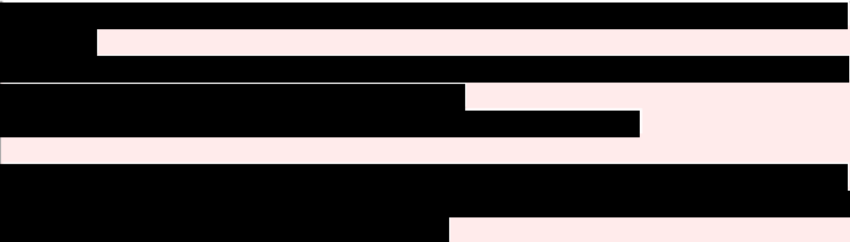
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
"(事業推進・評価基盤面) ・ロジックモデルやKPI（例：不安軽減実感、導入件数、参加者割合）設定の伴走 ・セミナー内容改善支援（対象者ニーズに即した情報発信）	2025年10月～11月末にかけて公募終了後、実行団体とは、1週ごとに定例を開催し、伴走支援者・評価担当者と協働し、自団体のロジックモデル設計・KPI候補を立案。セミナーも当団体がこれまで行ってきた内容を共有し、セミナーの年間スケジュールの策定から開始する。	80/200字
"(広報面) ・SNS発信・地域メディア連携のノウハウ提供 ・メディア露出の支援（プレスリリース支援、記事取材の機会創出等）"	2025年10月～12月にかけて、広報戦略の策定とプレスリリースの作成方法・リリースの配信ルール、記者クラブなどの活用方法などをレクチャーし、自走までの支援。その他取材の対応や地域メディアとのリレーションの築き方もレクチャー予定。	72/200字
"（資格制度面） ・資格制度コンテンツの共同開発・ブラッシュアップ ・支援人材（実務者・地域担当者）への研修開催やカリキュラム提供 ・実行団体の採用・定着支援（雇用マネジメントや報酬設計等の助言）"	2025年10月から資格の共同開発を推進、スケジュールなどの進捗を管理。支援人材の採用強化や研修に関しては、2026年1月までを目処に実施予定。その際に採用の定着を目的とした報酬設計なども策定予定。	108/200字
(組織連携面) ・医療・介護・地域包括支援センター等との連携推進アドバイス ・自治体との協議同席や紹介・コーディネート	2025年10月を目処に、実行団体決定後、現地視察の状況を元に、専門家や実行団体・POチームと共に、行政の提携先の開拓方針を立案予定。また、会議方針や課題なども同時に明確化し、事業推進を進める。	59/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	支援対象の高齢者や家族、関係機関への認知を高めるため、多層的な広報を展開。 地域包括支援センターや医療・介護施設と連携し、チラシやポスター配布、職員説明会を実施。 地元新聞・ラジオ等への発信や、SNS・ホームページを活用し若年層や家族世代にも訴求。 啓発セミナーなど参加型広報で市民の理解を深め、相談・利用促進を図る。※別資料添付済	167/200字
連携・対話戦略	地域包括支援センター、医療機関、介護施設、自治体福祉課等と密接に連携し、対象者の発掘から支援実施まで一体的に進める。 特に今回の対象地域(静岡県富士市)では、地域包括ケアシステムの一環として位置づけ、地域ケア会議等への参加を通じて情報共有と連携強化を図る。 さらに、定期的な連携会議を設け、課題や改善策を共有し、柔軟で持続的な支援体制を構築する。	174/200字

団体の要請により、
「当団体オリジナルのアイデアが
含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体		324/400字
実行団体	助成期間終了後も、高齢者や遺族への支援を継続・拡充するため、複数の自立的収益源を確保し、持続可能な運営体制を構築する。 具体的には、 ①身元保証・死後事務支援等のサービスの一部を受益者負担（応能負担）とする仕組みを整備 ②終活・相続支援に関する独自資格講座の開講・テキスト販売・相談員派遣等による収益化を図る ③地域の医療・福祉・行政との連携を深め、委託事業の受託やCSR協賛・寄付の獲得を推進する。 また、広報活動を通じ、地域住民の理解と支援者層の拡大を図ることで、地域に根差した支援モデルとして定着を目指す。	257/400字

VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	28/800字
該当なし（これまでに助成金を受けた事業実績はありません）	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	110/800字
2014年のサービス開始以来、 これまでに500名以上の方が会員として登録くださり、 一都三県を中心に、累計300名以上の方々を保証人として支援してまいりました。 ※過去の団体実績は別資料を別の添付資料をご参照ください。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～5団体を予定。地域密着型の支援体制を有し、医療・福祉・行政との連携実績を有する団体を選定対象とする。	
(2)実行団体のイメージ	高齢者・終活・グリーフケア等の分野で実績を有し、地域包括支援センターや医療・介護機関と連携できる中小規模のNPO法人、一般社団法人、地域福祉団体等。自団体で相談支援や身元保証などの実施体制を有していること、また地域啓発や人材育成への展開意欲があることを重視する。	133/200字
(3)1実行団体当り助成金額	助成額は、1団体あたり年間13,065,000円、3年間で最大39,195,000円を目安とし、伴走支援チームとの連携により、計画的かつ効果的な資金活用を促進する。	83/200字
(4)案件発掘の工夫	既存ネットワーク（終活支援団体連絡会、福祉関係団体、自治体包括ケア関係者、現地での企業支援をされているコンサルタント）からの推薦をメインとしており、意欲と実行力のある団体を発掘する。また、事前面談を通じて事業実現性・連携可能性を見極め、地域性や団体特性に応じた支援プランを個別設計する。	171/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部4名、外部2名、（その内、事業統括：1名） ・マネジメント体制・・・事業統括1名(金田) ・経理体制・・・経理主担1名(), 補佐採用予定1名 ・PO体制・・・PO主担(略歴は別紙参照)（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担()（実行団体の伴走支援）1名 計2名体制 ・評価体制・・・内部1名(上間) 外部採用予定1名、計2名 資金管理⇒ 後方支援⇒ 事業推進⇒上間ひとみ					239/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	2名	名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
			既存PO人数	1名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	理事会の監督の下、グリーフケアの中立性・公平性を守るための倫理規程を整備し、利益相反審査委員会を設置。 遺族支援に関わる職員には倫理・法令遵守研修を実施し、内部通報窓口も設けて不正の早期発見を図る。 活動の記録を適切に管理・公開し、外部監査のもと透明性と信頼性を確保する。					136/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2028/09/30	
資金分配団体	事業名	高齢者終身サポート事業	
	団体名	特定非営利活動法人グリーンケア支援協会	

	助成金
事業費	184,331,050
実行団体への助成	156,780,000
管理的経費	27,551,050
プログラムオフィサー関連経費	19,902,000
評価関連経費	11,080,000
資金分配団体用	5,540,000
実行団体用	5,540,000
合計	215,313,050

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	30,415,775	61,744,750	60,944,750	31,225,775	184,331,050
実行団体への助成	26,130,000	52,260,000	52,260,000	26,130,000	156,780,000
—					
管理的経費	4,285,775	9,484,750	8,684,750	5,095,775	27,551,050

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,139,000	6,634,000	6,634,000	5,495,000	19,902,000
プログラム・オフィサー人件費等	832,000	4,992,000	4,992,000	4,160,000	14,976,000
その他経費	307,000	1,642,000	1,642,000	1,335,000	4,926,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	900,000	3,360,000	3,360,000	3,460,000	11,080,000
資金分配団体用	450,000	1,680,000	1,680,000	1,730,000	5,540,000
実行団体用	450,000	1,680,000	1,680,000	1,730,000	5,540,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	32,454,775	71,738,750	70,938,750	40,180,775	215,313,050

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	グリーンケア支援協会		
郵便番号	111-0034		
都道府県	東京都		
市区町村	台東区		
番地等	雷門2-19-17 浅草雷ービル316		
電話番号	0120-040-983		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.npo21.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2012/05/12		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハヤカワ オサム
	氏名	早川 修
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	15
常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	
無給 [人]	5
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	9
無給 [人]	1
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	329
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	329
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一	
決済責任者 氏名／勤務形態		
通帳管理者 氏名／勤務形態		
経理担当者 氏名／勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	高齢者終身サポート事業
団体名:	特定非営利活動法人グリーン支援協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第4章会議 第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第22条 2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第23条 2.3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第21条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「各理事について、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第27条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章会議 第29条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【理事の構成に関する規程】(定款第13条 補足)第1条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第4章会議 第31条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第32条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第31条 1.2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第32条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第32条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第34条第2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第36条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第4章会議 第35条 4項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第3章役員 第14条2.3.4項	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第3章役員 第14条 5項	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第3章役員 第18条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【役員報酬の支払い方法に関する規程】(定款第18条 補足)第1条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第2条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第5条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第7条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類第5条 2項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類第5条 3項
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第12条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第13条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第14条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第16条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	規定書類 第19条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款	第9章事務局 第54条
(2)職制		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【職制に関する規程】
(3)職責		公募申請時に提出	定款	第9章事務局 第55条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	定款	第9章事務局 第56条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	給与規定
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【給与に関する規程】第7条1～3項
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第21条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第22条
(3)保存期間		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第23条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第8章 第53条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第25条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第26条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第27条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	第28条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	第6章会計 第41条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第6章会計 第40条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【経理組織と責任区分に関する規程】(定款第6章 補則) 第1条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【経理組織と責任区分に関する規程】(定款第6章 補則) 第2条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	別途、規定書類参照	【経理組織と責任区分に関する規程】(定款第6章 補則) 第6条
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第6章会計 第43条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第6章会計 第47条